日常生活などの相談窓口

◎実施日時のうち祝休日・年末年始、正午～午後1時は除きます
◎相談場所は原則、市役所本庁舎4階の市民相談室（市民相談情報課）
◎対象は原則、市内在住の方（労働相談・消費生活相談は市内在住・在勤・在学の方）

相談名	予約制	相談員	実施日時	相談内容	問い合わせ
一般相談 市政相談	－	市民生活相談員	平日午前8時30分～午後5時 ※受け付けは午前は11時30分、午後は4時30分まで	日常生活での困りごとやトラブル 市政全般に関すること	市民相談室 （市民相談情報課） ☎内線2573 FAX（50）8409
法律相談	●	弁護士	火・木曜日午前9時～午後3時30分	民事上の問題など	
多重債務相談	●	弁護士	第1・3木曜日午後1時～4時	債務整理など多重債務問題の法的解決	
登記相談	●	司法書士	原則第1・3 月曜日午後1時～4時	不動産登記・供託・成年後見などの手続き	
税務相談	●	税理士	原則第2・4 水曜日午前9時～午後4時	所得税・相続税・贈与税など国税に関すること	
暮らしの法務相談	●	行政書士	原則第2金曜日午後1時～4時	遺言書、遺産分割協議書、官公署に提出する書類に関すること	
交通事故相談	●	専任相談員	第1・3水曜日午前9時～午後4時	損害賠償や保険手順・示談方法など交通事故が起きたときの対応	
建築紛争相談	●	専任相談員	第1木曜日午前9時～正午 第3木曜日午後1時～4時	マンションなどの建築に関する紛争の調整のための相談・あっせん	
不動産・空家相談	●	宅地建物取引士	原則第1金曜日・第4月曜日午後1時～4時	不動産取引、空家の管理・処分・利活用など	
分譲マンション管理相談	●	マンション管理士	原則第4金曜日午後1時～4時	管理組合の規約改正、大規模修繕、日常生活のトラブルなど	
行政相談	－	行政相談委員	第1・3月曜日午後1時～4時	国や特殊法人の行政に関する苦情・意見・要望	
人権相談	－	人権擁護委員	第2・4金曜日午後1時～4時	日常における人権に関する問題	人権男女共同 平和国際課 ☎内線2132 FAX（50）8436
労働相談	●	社会保険労務士	火・土曜日午後1時～4時 ※土曜日はFプレイスで実施	労働条件、社会保険、職場のハラスメントなど	産業労働課 ☎内線2227 FAX（50）8419
外国人相談	－	外国語相談員	平日午前8時30分～午後5時 ※受け付けは午前は11時30分、午後は4時まで 湘南台文化センターでも月・火・金曜日の同時間に面談のみ実施	スペイン語・ポルトガル語による市政や日常生活の困りごとなど	外国人相談室 （市民相談情報課） ☎内線2578 FAX（50）8409
消費生活相談	－	消費生活相談員	平日午前9時～午後4時	商品やサービスの契約購入、解約時のトラブルに関する相談	消費生活センター （市民相談情報課） ☎内線2593 FAX（50）8409